

国立大学法人東京農工大学寄附金受入規程の一部改正

現行	改正案	改正理由
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>この規程は、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第3号に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)の寄附金の受入れに関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(受入れの基準)</p> <p>第3条 学長は、本学に対し、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として寄附があった場合は、これを寄附金として取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>学生に貸与又は給与する学費</u></p> <p>(2) <u>学生に貸与又は給与する図書、機械器具、標本等の購入費</u></p> <p>(3) <u>学術研究に要する経費(土地、建物及びこれに附属する設備の取得に要する経費を含む。)</u></p> <p>(4) <u>教育研究の奨励を目的とする経費</u></p> <p>(5) <u>その他本学の教育研究の充実に寄与するものと認められる経費</u></p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>国立大学法人東京農工大学(以下「本学」という。)における寄附金の受入れ及び経理に関する事務の取扱いについては、この規程の定めるところによる。</u></p> <p>(受入れの基準)</p> <p>第3条 学長は、本学に対し、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として寄附があった場合は、これを寄附金として取り扱うものとする。</p> <p>(1) <u>本学の役職員の職務上の教育研究を目的とする経費</u></p> <p>(2) <u>本学の学生に対する修学援助を目的とする経費</u></p> <p>(3) <u>本学の土地、建物及びこれに附属する設備の整備を目的とする経費</u></p> <p>(4) <u>その他本学の業務・運営に要する経費</u></p> <p>(5) (削る)</p> <p>2 <u>学長は、寄附の申込みを受けた場合は、次の各号に掲げるときの取扱いを本学の判断に委ねることについて、あらかじめ寄附者の意向確認をしておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>寄附金を他の研究機関等へ移し替える必要が生じたとき。</u></p> <p>(2) <u>寄附金の取消し、移し替え又は使途を変更する必要が生じ</u></p>	

<p>(新設)</p> <p>(寄附金の移し替え等)</p> <p>第6条の2 学長は、<u>本学の役員又は職員個人が他の研究機関等に所属することとなる場合、他の研究機関等の長と協議の上、寄附金を移し替えることができる。</u></p> <p>2 学長は、<u>寄附金が使途に沿って使用できないこととなった場合は、当該寄附金の取り消し、移し替え又は使途の変更をすることができる。</u></p>	<p><u>たとき。</u></p> <p>(3) <u>寄附目的終了後に生じた残余金について、新たに目的を定める必要が生じたとき。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する意向確認は、別に定める寄附金申込書により行うものとする。</u></p> <p>(寄附金の移し替え等)</p> <p>第6条の2 学長は、<u>第3条第2項第1号に規定する意向確認により寄附者の同意を得た寄附金について、他の研究機関等に当該寄附金を移し替えするときは、当該他の研究機関等の長と協議の上、寄附金を移し替えることができる。</u></p> <p>2 学長は、<u>第3条第2項第2号及び第3号に規定する意向確認により寄附者の同意を得た寄附金については、当該寄附金の取り消し、移し替え、使途の変更又は寄附目的を新たに定めることができる。</u></p>	
---	---	--

附 則(教規程第17号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に受け入れた寄附金については、改正後の第6条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。